

# 補足説明書

工事名称： 実験棟外壁改修工事

工 期： 契約締結日から令和6年3月25日まで

## 1. 一般事項

- (1) 本工事は、設計図書に示すところにより、工事施工に要する一切の労力、材料、機械等の供給を行い、工事対象物の使用目的に沿うよう完成するものとする。
- (2) 総合施工計画書の作成に当たっては、仮設物等の設置場所、使用範囲について、研究所の業務及び隣接地に支障を与えないような計画とし、監督職員の承諾を受けること。
- (3) 本工事受注者は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書」に基づくほか、「工事現場の防火管理対応マニュアル（大阪府）」に基づき、施工に伴う事故・火災等の災害の防止に十分留意し、緊急時等の適切な対応に努めること。  
特に暴風又は大雨警報が発令された場合は、作業時間外（夜間、土曜、日曜、祝日等）においても、社員等を現場に常駐又は定期的に巡回させ、現場内に設置している仮設物や建設機材等の安全管理の徹底を図ること。
- (4) 工事施工にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。
- (5) 工事排水を公共用水域（河川、水路等）に放流する場合は、予めPH値の測定などを行い、下水道法の基準に準じた対応を行うこと。
- (6) 周辺施設、自治会等に対して、着工後トラブルのないよう適宜説明及び周知等するとともに、騒音・振動・塵埃等を与えることのないよう努めること。また、本工事に起因する苦情等については誠意をもって解決に当たり、工事の円滑な進捗に努めること。
- (7) 周辺道路は、適時清掃を行うこと。
- (8) 工事範囲周辺の諸施設に対し、破損等の無いよう十分留意すること。万一、破損した場合は、監督職員の指示に従い修復すること。
- (9) 建設業退職金共済制度への加入等
  - ① 請負者は、建設業退職金共済組合に加入し、「建設業退職金共済制度適用事業主現場」である旨の標識を掲示すること。

- ② 請負者は、建退共掛金収納書を工事契約締結日より1ヵ月以内及び証紙追加購入時に、監督職員を通じ本研究所に提出すること。

(10) 建設工事保険等の加入期間は、工期末より1ヵ月後までとする。(建設工事保険：要)

(11) 労働基準法に規定された法定労働時間を遵守すること。

(12) 現場作業時間は原則として次による。

- ① 原則、土曜、日曜、祝日、正月休み(12月29日～1月3日)は作業しないこと。
- ② 午前9時00分～午後5時30分迄とする。  
ただし、大型車両の通行や騒音・振動の発生する作業は午前9時30分から午後5時までの間に行うこと。
- ③ 本工事は、研究所の業務を行いながらの工事となるため、研究所の業務に支障となる場合には、施設管理者の承諾を受けた上で工事を行うこと。
- ④ 車両動線及び来所者等の安全を確保すること。

## 2. 仮設工事

(1) 工事用進入路は、狭隘な道路のため工事車両の通行には十分注意をすること。

(2) 工事車両の通行は朝夕の通学、通勤、通園時間帯を避けて行うこと。

(3) なお、破損した場合は速やかに復旧し、周辺道路を含め汚した場合は清掃を行うなど速やかに対応すること。

(4) 工事用進入路となる道路については、道路管理者と事前に十分協議すること。

(5) 仮囲い、仮設足場その他仮設物の設置、撤去及び維持管理については、良好な維持管理に努めること。

## 3. 産業廃棄物の処理

(1) 本工事により発生する産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき請負者の責任において適正に処理すること。

請負者は、産業廃棄物の処理に際して、処理計画書等を作成し、監督職員の承諾を受けること。  
また、処理計画書等については、環境省による「建設廃棄物処理指針」に基づき作成すること。

(2) 請負者が産業廃棄物の収集・運搬または処分を処分業者に委託する際は、書面による委託契約をすること。その際、廃棄物の処理に係る全過程を確認するため、請負者は「マニフェストシステム」を採用すること。

(3) 請負者は、産業廃棄物の搬出に伴い、搬出経路の追跡調査及び、処分地を随時確認すること。

- (4) 請負者は、産業廃棄物の搬出に際して、「運搬車に係る表示義務及び書面備え義務の概要」に基づき、産業廃棄物の運搬に供する運搬車である旨の表示等を行うこと。

#### 4. 建設業許可業種等に係る建設業法の解釈について

元請負人及び全ての下請負人は、当該工事において、工事の一部を下請負人に請負わず場合は、軽微な工事（500万円未満）を除き、専門業種の許可を得た下請負人とする。

許可業種が建築工事業（建築一式工事）及び土木工事業（土木一式工事）のみの場合は、専門業種の許可がないため下請人としなないこと。

なお、下請負の契約金額が、500万円未満でも、注文者が材料を支給する場合で、請負代金に支給材料の市場価格（運送費含む）を加えた額が500万円を超える場合はその工事に対応する業種の建設業許可が必要です。（建設業許可の不要な軽微な工事とは解釈しません。）

また、下請負人の主任技術者の専任が必要となる基準額「8,000万円以上」の判断についても上記と同じように請負代金に支給材料等を加えた額とすること。

#### 5. 部分払金の一次下請への支払確認資料の提出等

次の各号のいずれにも適合する工事について、以下の(1)～(4)のとおり、一次下請への支払確認を行うものとする。

- 一 契約工期が6ヶ月を超え、かつ部分払金の生じる工事
- 二 工事種別が建築一式工事、土木一式工事、電気工事及び管工事
- 三 下請負契約の総額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上の工事

(1) 請負者は、工事請負契約書第37条第5項の規定に基づく部分払金の請求時に部分払金の一次下請及び資材調達先（一次下請等）への支払計画書を請求書類に添えて監督職員に提出し、確認を受けること。

(2) 請負者は、(1)で提出した支払計画書において、一次下請等へ支払うこととした代金が、当該一次下請等に支払われたことを証明する書類（領収書等の写し）を部分払金受領後1ヶ月以内に、原本を示した上で支払い状況書を監督職員に提出し、支払状況の事前確認を受けること。

請負者は、事前確認を受けた支払計画書を直近の部分払金請求時（次回が完成払の場合は完成払金請求時）に添えて監督職員に提出し、確認を受けること。

(3) (2)の事前確認時に下請代金が支払われていない場合、又は手形の手形期間が120日を超えている場合は、一次下請等がそれらについて承諾していることを証明する書類（承諾書）を請負者は提出すること。

(4) 本研究所が支払関係資料の確認が必要と判断した場合は、請負者はヒアリングに応じること。

#### 6. 断熱材の仕様について

建築物に使用する断熱材は、大阪府グリーン調達方針で示された次の要件を満たすものとする。

- (1) オゾン層を破壊する物質を含有していないこと

- (2) ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。
- (3) 再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。
- (4) 断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと
  - ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で80%以上であること
  - ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で85%以上であること

## 7. ダンプトラックの過積載防止

道路交通法の改正にあたり下記事項を厳守し、下請業者への周知徹底を図ること。

- (1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けないこと。
- (4) 土砂等の搬出、搬入にあたり施工計画書を提出し、監督職員の承諾を受けた後、施工計画書に基づいて施工を行うこと。

## 8. 暴力団等の排除について

### (1) 下請契約の締結等

元請負人は、受任者又は下請負人（二次下請以降の下請負人及び資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。以下「下請負人等」という。）との下請契約等の締結にあたっては、下請契約書に、建設工事請負契約書「第47条」に準じた暴力団等排除条項を加えることとする。

### (2) 誓約書の提出

元請負人は、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本研究所へ提出しなければならない。

元請負人は、下請負人等がいる場合は、これらの者から条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本研究所へ提出しなければならない。

## 9. 暴力団関係者からの不当な要求について

請負者は契約の履行に当たって暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、警察への届出及び発注者への報告（以下「届出等」という。）をしなければならない。

また、請負者のすべての下請業者が暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、届出等を当該下請業者に指導しなければならない。届出等がない場合は入札参加停止することがある。

## 10. 社会保険の加入状況の報告

社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入している者を下請者とするよう努めること。

また、下請負者の社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入状況を確認できる資料を作成し、随時報告すること。

なお、未加入の建設事業者について、健康保険及び厚生年金保険にあっては日本年金機構、雇用保険にあっては大阪労働局に対して本研究所から通報する。通報後はそれぞれ、日本年金機構及び大阪労働局から加入指導が行われる。

## 11. 第三者に及ぼした損害にかかる説明事項

（工事請負契約書第28条第3項の運用補足説明事項）

- (1) 本工事施工にあたって請負者が現地状況等から事前調査が必要と思われる場合は、請負者（複数の場合はその代表請負者）にて調査を行なうこと。事前調査を委託する場合、委託先は大阪府に入札参加資格登録している補償コンサルタントとする。
- (2) 本工事による影響の恐れがなくなったと思われる時期に、請負者は周辺建物等の損失の有無についての確認を、監督職員立会いのもと行うこと。  
確認の結果は、記録し（様式7）本研究所に提出すること。
- (3) 事後調査は第三者の申し出等に基づき、請負者（複数の場合はその代表請負者）が行なうものとする。また、事後調査により工事に起因する損失が認められる場合の費用負担額算定についても同様とする。事後調査及び費用負担額算定（以後、事後調査等という。）の委託先は、大阪府に入札参加資格登録している補償コンサルタントとする。
- (4) 事後調査等は、「工損調査標準仕様書（案）」（中央用地対策連絡協議会）に基づき行なうこと。
- (5) 第三者の申し出内容や事後調査報告書等及び補償状況については、本研究所の指示により「補償報告書」（様式8）にまとめ本研究所に提出すること。
- (6) 第三者から損傷の申し出があった場合は、全て請負者（複数の場合はその代表請負者）が対応すること。また、工事に起因する損傷で工事請負契約書第28条第3項である場合は、事後調査等費用及び補償費用を負担すること。
- (7) 事後調査等費用、本文(1)の費用の負担は、全額以下の工事の請負者とする。  
なお、補償費用の負担については「第三者に及ぼした損害にかかる説明事項」（改定版）第5～第7による。

## 12. 法令関係申請手数料の負担について

法令関係の申請手数料及び検査等に要する費用は受注者負担とする。

## 13. その他

- (1) 施設の機能、執務、運営等に支障のないよう施設管理者及び監督職員と十分協議し、振動、

騒音の発生する工事等については、事前に施設管理者に了解を得ること。

- (2) 当研究所正門前道路に通行区分時間帯設定（7：30～9：00通行禁止）があるため、これを遵守すること。なお、大型貨物自動車等については終日通行規制がかかっているため、運行が必要な場合は警察で許可を取ること。



..... **通行禁止区間**

(午前7時30分から午前9時まで通行不可)

- - - **大型貨物自動車等通行止（終日）**

(※大型貨物自動車、大型特殊自動車、特定中型貨物自動車を対象  
※最大積載量5トン、車両総重量8トン)

- (3) 工事用水、電力等を施設の既存設備から使用する場合は施設管理者と十分協議を行うこと。  
また、設備の分岐に要する費用及び使用料は請負者の負担とする。

(3) 完成時引継ぎ書類等

- ・ 完成図 A1 版二つ折り白焼 製本 1 部、 完成図 A3 版二つ折り白焼 製本 3 部
- ・ 完成図の CAD データ（オリジナル及び DXF）及び PDF 化した電子データ（CD-RW）2 枚
- ・ 使用材料一覧表

- ・ 保全に関する資料1部（標仕1.7.3）

以 上